

報告第1号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年3月2日提出

天理市長 並 河 健

専決第1号

専 決 処 分 書

令和2年3月2日に判明した天理市田町903番地1の市が管理する公園における不法投棄事案に関し、相手方との間で別紙のとおり示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号の規定により、専決処分する。

令和3年1月28日

天理市長 並 河 健

## 示談書

天理市長を甲、[REDACTED]を乙として、甲と乙は、令和2年3月2日に判明した、甲が管理する天理ダム小公園（天理市田町903番地1。以下「本件土地」という。）において乙が為した不法投棄事案（以下「本件事案」という。）について、以下のとおり示談をした。

### 記

#### （謝罪）

第1条 乙は、甲に対して、本件土地において本件事案を犯した事実を認め、謝罪する。

#### （示談金）

第2条 乙は、甲に対して、本件事案で発生した不法投棄物の処分費用として甲が負担した実費に相当する金341,000円の支払義務があることを認める。

2 乙は、前項記載の金341,000円を、甲の発行する納付書により金融機関を利用して支払う。

3 納付期限は、令和3年3月12日とする。

#### （清算条項）

第3条 甲乙間には、本示談書に定めるほか何らの債権債務も存在しないことを確認する。

2 甲及び乙は、本件事案について、今後は裁判上・裁判外を問わず一切請求を行わない。